

[事案 30-150] 就業不能給付金支払請求

・平成 30 年 12 月 18 日 裁定打切り

<事案の概要>

約款に規定する要介護状態が 30 日以上継続したことを理由に、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 7 月に契約した組立型保険にもとづき、以下の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。または既払込保険料を返してほしい。

- (1) 交通事故により 1 か月以上就業不能状態になっており、医師の診断書には、約款記載の要介護状態が 30 日以上継続した旨の記載がある。
- (2) 契約時、就業不能給付金の支払理由について、募集人からは就業不能の場合のみの説明で、特に介護状態に関する説明はなかった。
- (3) 事故状況についての加害者の話は事実ではなく、軽微な事故ではない。加害者に聴き取りをした結果のみで事故状況を認定するのは、不当である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の病状について、神経学的他覚的異常所見は認められておらず、治療内容も内服薬、湿布薬が処方されたのみで保存的治療が行われたのみであること等からすれば、申立人が事故直後に相応の要介護状態であった可能性は否定できないものの、少なくとも、その状態が約款で定める 30 日以上継続していたとは考えられない。
- (2) 募集人は、募集に際して設計書を用いて説明し、設計書には給付金の支払対象となる就業不能状態や要介護状態の説明が具体化されている。
- (3) 加害者の話と警察への確認結果から、事故が軽微であることが裏付けられ、約款記載の要介護状態が 30 日以上も継続するような受傷内容ではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。募集人は退職済みであり、協力が得られなかったため、事情聴取が実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下等の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 約款によれば、就業不能給付金の支払理由について、要介護状態がその該当した日から起算して一定日数継続していることを要する。
- (2) 診断書によれば、申立人の症状について、要介護状態が 30 日以上継続していたと言えるが、保険会社側の確認によれば、上記診断書は申立人の申告にしたがって作成していることがうかがわれ、診断書を作成した医師が申立人の症状についてどの程度の認識を有していたのかが不明である。また、申立人は、同医師の病院には入院しておらず、医療記録にも申立人の症状について詳しい記載がされておらず、同医師作成の保険会社あて回答書によっても、申立人が要介護状態に該当するような記載がされているわけでもない。

(3) これらの点を審理判断するためには、本診断書を作成した医師の事情聴取、療養期間中の申立人の状況を証言できる関係者の証人尋問が必要であり、要介護状態の原因となった交通事故の程度については捜査記録の取り寄せや交通事故の加害者の証人尋問が必要となると考えられるため、裁判所における訴訟手続によることが適当である。